

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会（第4回）議事要旨

1. 日時

令和2年6月26日（金）10時00分～11時50分

2. 場所 Web開催

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、小塚構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、西田構成員、林構成員

(2) 総務省

高市総務大臣、寺田総務副大臣、谷脇総務審議官、吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官、湯本情報流通行政局総務課長、豊嶋同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、堀内同局放送政策課企画官、香月同局放送政策課企画官、塩崎同局放送技術課長、井幡同局地上放送課長、吉田同局放送コンテンツ海外流通推進室長、吉田同局衛星・地域放送課長

4. 議事要旨

(1) 議題

- ①三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項（案）
- ②受信料制度の在り方に関する論点（案）
- ③諸外国の公共放送の受信料制度の状況について

(2) 意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

①「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項（案）」について
【林構成員】

2点コメントがございます。1点目は、「受信機を持たない視聴希望者等への対応」の点ですが、私は、この部分は非常に重要だと思っております。同時配信の大きな意義の一つは、受信機を持たない視聴希望者等へのアクセスすることだと思っております。逆に申しますとテレビを持っていてセカンドスクリーン的な使い方をするだけだったり、テレビを持っているけれどもスマホ等で寝室で見ているということだけであれば、もちろん放送の補完といえましょうかもしれませんが、公共放送のユニバーサルサービスという点では、このような使い方での同時配信の意義としては少し下がる気がしています。むしろ今まで公共放送にアクセスできなかった、あるいはしなかった人や層にどれだけ同時配信がアプローチしていくことができるかということが同時配信の意義ないしニーズとして重要だと思っておりますので、見え消し版では「同時配信や見逃し番組配信の視聴ニーズを踏まえつつ」という文言を入れていただきましたが、まさしくここに書かれてあるような具体的なニーズをさぐるような定量的あるいは定性的な調査を協会等でおこなっていただきたいと存じます。

2つ目は、(6)業務委託等の点ですが、見え消しだと18頁の赤字部分で、NHKの子会社における随意契約を含めたNHKとの取引にかかる営業利益率が「減少している」

一方で、NHK以外との取引の営業利益率は、逆に増加しているのは、興味深いと思われました。と申しますのも、通常感覚では、随意契約は競争契約に比べて、落札率や契約金額は高止まりする傾向にありますので、今回ある意味、これとは逆の数値が示されているということは、興味深いと申しますか、その原因を少し検証してみる必要があると思われました。

【小塚構成員】

私からはガバナンスのところについて主にコメントを申し上げたいと思います。資料26ページから27ページにかけて、改正放送法を踏まえたガバナンスの強化について書いています。私も含めて、構成員からの意見をよくまとめていただいていると思います。NHKもコーポレーションですのでコーポレートガバナンスですが、コーポレートガバナンスは形をつくること自体が目的ではなくて、それは始まりであって、結局それをどう運用していくか、どのように魂を入れていくかというところが重要だと思えます。

その意味で、この要望の中でガバナンス強化に適切に取り組んでいくことが必要であると課題で書いてありますが、これは要するに形だけではなくて、しっかり実践してくださいということだとNHKには受け止めていただきたいと思えます。

その前の25ページの辺りで、民間企業の取組事例をも参考として、と書いてあり、まさにコーポレートガバナンスというのは日本中の企業が試行錯誤しながらそれぞれに工夫して、そこにある種実践知といいますか、制度には書き切れないような運用上の知恵の集積もありまして、苦言を申しますと、NHKの方はNHKを特殊だとおっしゃりがちなのですが、その辺りは民間企業の考え方や知恵、実践もよく共有して、改善に努めていただければと思います。

その関係で、文章全体にPDCAサイクルという言葉もあり、私自身若干疑問があった意見を申し上げ、「公共放送として求められるPDCA」という書き方にしていますが、経営管理の仕組みをつくっていく中で、執行部の役割や執行部を監督する経営委員会の役割、そしてそれを実施していく現場の役割、これをよく役割分担していただいて、現場に対して上からの介入や締めつけがどんどん厳しくなってしまうと、クリエイティビティーが損なわれます。それはメディアとして一番本質に関わる場所ですので、そうではなくて、あくまでも仕組みをつくって仕組みの中で現場が動くという意味でのガバナンスの体制を確立していただければと思っております。

【新美構成員】

28ページの苦情・相談を踏まえた対応のところでも常時同時送信等が始まりますと、NHKの業務は非常に多様化しますし、新たな分野や新たな領域に踏み込むことになると思いますので、それに比例して増える可能性があるのが苦情の数とその内容の多様性だと思えます。そのような苦情・相談の分析が非常に重要な意味を持つと思えます。その意味で、今まで以上に苦情や相談の分析体制を具体的に整備することが必要だと思えます。

報告書案を見ても、ウのところでも仕組みについて言及はされておりますが、もう少し分析に力点を入れることが重要だと思えます。いろいろなところで出てくる苦情・相談が多様化すればするほどこのような作業が必要なので、ぜひその辺をコメントとして述べさせていただきたかったということでございます。

【大谷構成員】

これまでの議論の内容を踏まえて、きめ細かな内容にいただきましてありがとうございました。特に前回発言させていただいた中で、新型コロナによる事業への影響についても、事業計画の中に触れることについて入れていただきまして、ありがとうございました。やはり変動要素の大きい事情だと思えますので、今、計画に定めたことは今後の年度計画でも絶えず見直していかれると思えますが、全体のプロセスが国民や視聴者に広く伝わるような可視化、情報公開をお願いしたいと思っております。その点についても、経営管理プロセスの可視化という表現で3ページに織り込んでいただいておりますので、十分に我々の期待がNHK様にも伝わることと思っております。

1点、報告書に対する変更のお願いということではありませんけれども、17ページで営業経費の効率化の観点で、情報処理システムの抜本的な見直しについても触れていただいております。抜本的な見直しというのがどの程度のものを意味しているのか、N

HKにおけるシステムがどのような構成なのかが分かりませんが、恐らくそれなりの大規模なものになるのではないかと思います。システムの寿命は5年や6年、長いものだと相当ありますので、今回立てていただく中期経営計画のその先を見据えた見直しになると思っております。その時に、あと数年もしますと人口減により、情報システム技術者などの担い手が不足してくることも考えられますので、技術者の不足でシステムの見直しが頓挫しないように、十分に計画を立てて進めていただくことをお願いしたいと思います。

【西田構成員】

インターネット活用業務についてもいろいろと検討いただきまして、特に三位一体改革に準ずる形でインターネット活用業務の役割及び費用という書き方に直していただく等、全般的に大きく見直していただいている、よくなっていると思っております。

その上でもう一点お願いしたい点がございまして、この中で何度か通信・放送融合時代という言葉が出てきます。その一方で、通信・放送融合時代というのはかなり長い間使われている言葉でもありまして、その意味するところは少し変わってきているという印象があります。つまり、通信・放送融合時代においてインターネット活用業務をどうするかという議論とともに、そもそも2020年にいうところの通信・放送融合時代というのは何なのかという議論です。将来的にはどちらかという通信に全てが包含される時代になっていくのではないかという気もするわけですが、そのようなある種大きな将来像についても検討いただきながら、放送の在り方、さらにNHKがどのようにインターネット活用業務を担っていくのかという段取りで検討いただくと、なおよいのではという印象も持ちました。

【関口構成員】

インターネット活用業務についての11ページ以降の記述については、今後非常に大きな課題を含む内容だと思っております。11ページで、今後とも外部専門家の知見を活用する等で効率性の検証等の仕組みを活用していくということも書かれておりますので、今後継続的に審議を続けていくことが望ましいと思っております。

そもそもインターネット活用業務はあくまでも放送の補完であるということで、費用についても受信料収入の2.5%という歯止め、上限をかけていることもあり、インターネットが、受信機を持たない視聴希望者により積極的に開放していくツールとして見直すという可能性が、14ページを見るとうかがえます。そうなりますと、冒頭の放送の補完と、本来インターネットが持っている有能な力をどのように調和していくかというのは、今後とも検討を続けていかなければいけないと思っております。

【長田構成員】

まず初めに、苦情の分析の重要性は、私も本当にそうだと思います。まず分析する力を持ち、それが経営に影響していくことが大切だと思えました。

それからインターネット活用業務について、今のNHKプラスが非常に制限された形で同時送信が行われていることを、利用している人がどう受け止めているかということ、ニーズも含めて解析していただき、次につなげないといけないと思っております。

それから、NHKという存在が特殊な存在ではあるかもしれませんが、国民の受信料によって成り立っていることをもう少し強く意識していただき、国民とより広くつながって、いろいろな声を集める努力もやっていただきたいと思っております。

【多賀谷分科会長】

ありがとうございました。そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から何かコメントはございますでしょうか。

【内藤国際放送推進室長】

苦情について分析を加えるといった趣旨があったほうがよいといったご意見があったと存じますので、この辺りは本日の議論を踏まえて、若干修正する形がよろしいと存じます。いかがでしょう。

【多賀谷分科会長】

そのようにしてください。意見交換を踏まえた取りまとめ案を作る必要がありますが、今の事務局の意見その他も含めて、修正案の作成は分科会長一任でよろしいでしょうか。（他構成員から異議なしとの発言あり）

【多賀谷分科会長】

それでは取りまとめた文書については、今後の検討の参考となるよう、総務省からNHKに渡していただくようお願いします。

②「受信料制度の在り方に関する論点（案）」「諸外国の公共放送の受信料制度の状況について」について

【大谷構成員】

非常に初歩的な質問で恐縮なのですが、NHKの受信料の支払い率は分子と分母はどのようになっていたか、過去のいろいろな資料は見えていたはずなのですが、よく分からなくなったので、教えていただければと思います。

また、コメントですけれども、諸外国の例を見ますと、広告収入のある公共放送もあるのですが、やはり我が国においては放送の二元体制を考えていきますと、専ら広告収入に頼っている民放に対して、NHKが広告を可能とするようなことになりますと、その規模も大きく、市場の主要なプレーヤーになってしまうことが考えられますので、広告収入を頼りにすることは考えにくいというのが率直な感想です。

それから、フランス、フィンランドの例を見ますと、財政の自立性を確保するための苦勞、苦心をされていることは分かりますが、やはり十分な自立性を確保するのは制度的な担保だけでは不十分で、今の日本のやり方を継続する理由にもなると思って拝見した次第です。

【内藤国際放送推進室長】

大谷構成員から支払い率の算定についてのご質問があったと存じます。NHKの支払い率は、分母としては受信機の設置世帯となっており、そちらについては統計による保有率、個人世帯と2人以上世帯の保有率に基づく推計が分母となっております。その上で受信契約、実際に契約されている方から、契約しているけれども払っていない未払いの方を除いたものが分子になっている形で算出されています。

【宍戸構成員】

ここでの論点につきまして、3点ほどコメントを申し上げたいと思います。

第1点は、資料4-2の11ページ、通信・放送融合時代の受信料制度の今後の課題に関連してです。インターネット活用業務、とりわけNHKプラスについては始まって利用者も増えているということでもありますけれども、やはり受信設備を設置した者以外の方でも利用できるようにすることは、公共放送の役割を実現することと同時に、NHKだけではなく、テレビ放送のメディア価値を高めていく観点からも、今後の進捗度合いも考えながら検討していくべきではないかと思っております。

先週、総務省から新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査報告書が公表されました。新型コロナウイルス感染症に関する情報ニュースについて、民間放送、NHKのリーチ力は極めて高く、またその信頼性もNHKも民間放送も一定の高さを持っていることが明らかになっております。今後の放送と通信が融合している情報空間において信頼できる放送の番組がインターネット上に提供されることが、昨今ディスインフォメーション等が議論されている中で重要であり、そうした中での先導的な役割をNHKに果たしていただくこととの関係で、インターネット同時配信が受信設備を設置した方以外にも広がっていくことが有用ではないかと思えます。

受信料制度があり、受信料の価値を毀損することがないように、公平性といったことで問題がないようにということを考えますと、当然ながら受信設備を設置していない人がこのサービスを完全に利用することについて一定の対価を求めることが必要になると思えますが、その検討を今後加速させていくべきではないかと思っております。

他の2点は資料4-3に関連することです。一つはこのような各国の公共放送の収入や制度を比較するとき、その背後にある、やはり公共放送のパフォーマンスについても考えて、慎重な比較が必要だろうと思えます。例えばそれぞれの公共放送の番組においてどれだけ再放送が多いのか、あるいは新しい番組をきちんと作っているのかといっ

た点も、受信料額が多いか少ないかという比較においては重要ですし、何より各国の人口あるいは人口構成も背後に置かれて比較がなされる必要があると思います。

また、法制度上の公共放送の自律性をどこまで確保する仕組みがあるかということも重要です。ドイツにおいては先ほど連邦憲法裁判所の判決が紹介されましたように、憲法上極めて強い自律性の保障が判例法理上確立しており、事実上、ドイツの放送法制は憲法裁判所の累次の判例によって形成されてきたようなところもあります。そのような保障が必ずしもない日本において、放送負担金のような制度を取ることが適切かどうかについては、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

最後に3点目ですが、支払い対象者を捕捉するやり方について38ページに比較がございませうけれども、適切に支払い対象者を把握して受信料収入を確保することが、単にNHKの利益だけではなくて、受信者間の公平を確保する意味でも重要なことだと思います。もちろんこれについては国民のプライバシーや自由の制限にも関わりますので慎重な検討が必要ですが、NHKから例えばこういう手段あるいはこういう権限が必要であり、それについては適切なこういったガバナンスがあり得ることを考えているということをご提案いただいて、またこの場で議論ができれば良いと思っております。

【林構成員】

資料4-3は諸外国の公共放送の状況が詳しく紹介されていて、非常に資料的価値が高いと思えました。

コメントが1点ございます。資料4-2につきまして、衛星放送の在り方の点でご説明を伺っておりますと、言われてみると、確かに割高感があるなと思ったのですが、そもそもBSのあり方として、とりわけ、BSプレミアムは、私自身よく視聴しているのですが、ただその名の通り、番組編成上も、その役割が現状、いささかモアチャンネル化しているような気がしています。衛星放送は、外部プロダクションへの外注比率を高めていわば日本のコンテンツ市場の育成・発展を図る意味合いもあるという話を以前お聞きしましたが、それは確かに重要ですが、他方、その点は、個々の視聴者にとってはあまりあざかり知らない話でもございますので、衛星放送が、総合テレビとともに、公共放送の一役を担う見地から、その役割や受信料水準について、結局は、視聴者の理解や納得感を得る努力が引き続き大事なんだろうと思います。

今回、受信料水準がほとんど変わっていなかったというファクトを総務省のほうで告示いただいたことは重要で、視聴者が気づかなかった視点なり事実を総務省のほうで継続的に告示いただくことは今後ともお願いしたいと存じます。

【小塚構成員】

資料4-3についてですが、これは非常に豊富な情報をよくまとめていただいて貴重な資料だと思いますが、もう一つの要素として、各国の公共放送の企業形態の問題があるのではないかと考えています。例えばフィンランドについては税になっているということですが、これは33ページにも書いていただいているとおり、政府が出資する株式会社なのですね。33ページでは政府持ち株会社と書いていますが、政府が株式を保有する会社ですから、言いようによっては国営放送とも言えるわけです。やはりそれは税の導入になじむ構造だと思うのです。私の理解では多分フランスもそうではないかと思ひまして、税と一緒に政府が徴収しているというのは、その辺りもあると思います。

ですから、この企業形態との関係も注目していただきたいと思ひますし、その関係で把握しておられる情報があれば教えていただければと思ひます。

次に資料4-2で、結局NHKが地上のいわゆる基本的な同時放送としての、同時に情報を発するという意味での放送以外の形でサービスを提供することの対価性をどう考えるか、きちんと整理したほうが良いと思ひます。

資料4-3の比較表にも出ていますように、地上波のサイマル放送でないチャンネルを衛星放送で提供しているのは、日本はかなり珍しい例のようでして、BSアナログが停波されたときに、難視聴の解消という趣旨がなくなっていたにもかかわらず、付加受信料の金額も含めて制度が変わっていないというようなところは、制度を整理せずに来てしまったということはあると思ひます。

衛星放送は明らかにコンテンツとして地上波と異なるものを提供しており、それに対して受信料の水準が高くなっています。これが要するに増えたコンテンツのモアチャンネルの対価なのか、衛星放送を通じて先導的な取組をしていることについて、それに対

する対価を得て全体としての公共放送になっているのか、その辺りは議論になるところであります。

2つ目はNHKオンデマンドです。NHKオンデマンドはコンテンツとしては地上波で放送したもの、BSで放送したものもあるかもしれませんが、それを視聴の形態が新しい、地上波のテレビを見る以外の形態であるというサービスに対しての一種のサブスクリプションであります。それについて現状は対価を取り、しかも勘定まで分けています。一般勘定とは別の勘定にしているはずで、そのようなやり方をしています。

3つ目に、テレビ受信機を持っていない者に対するインターネットを通じたコンテンツの提供として、地上波で流しているものと同じだけれども、今度は利用者のほうが幅が広がります。

このように3つ、状況が違い、サービスの拡大が出てきまして、それらについて一貫した考え方がないと、成り行きでもって制度が継ぎはぎになっている印象を免れませんので、この機会に私自身も含めて整理していく必要があると思います。

【新美構成員】

受信料の問題について、我が国には契約主体を受信機設置者ということにし、徴収を世帯単位だとすることで、そこにギャップがあります。これは放送がずっと前提にしてきた社会構造から見るとそれなりに意味があるわけですが、昨今の社会構造あるいは受信の態様の変化からいくと、キャッチアップできていないという気がします。例えば受信機を持たない者に対してどう対応するのかという問題が一つあります。

他方、我々の社会構造自体も変わっておりまして、特にシェアリングエコノミーの時代になりますと、世帯単位の徴収が本当にできるのかという問題があります。一番良い例が、婚姻はしていないけれどもパートナーとして共同生活をしていると、あるいはLGBTが世帯とはならないような場合、あるいはさらにはシェアハウスが一般化してきた場合に、一体この世帯単位の徴収はどうするのか。そういった問題が顕在化してくると思います。

諸外国で受信料の徴収制度の変化が見られるということは、実はこういったことを背景にしていると思います。とりわけドイツが負担金制度を導入し、イギリスがそれに類似したものを導入するという方向は、今言った受信機設置者を契約主体にして世帯を徴収単位にすることが維持できないという状況を示していると思います。

この負担金制度と税がどう違うのかということも含めて、今後、従来の設置者が契約主体、徴収単位を世帯という考え方を根本から問い直すことが求められてくると思います。非常に今日の4-3の資料はそういったことを考えさせる重要な資料だと思います。

【内藤国際放送推進室長】

小塚構成員の諸外国の公共放送の企業形態の質問に関し、資料で書かれている範囲でのご紹介になるのですが、イギリスについて、10ページの1927年のところに、例えばBBCの場合は特許状に基づく公共法人ということで、ある意味これは日本にはない形態だと思いますが、そういった特殊な性格が与えられているところがあるかと思えます。

ドイツにつきましては16ページになりますが、ARDとZDFの概要として、基本的に州単位で公共放送が提供されており、憲法上、公共放送を提供することが求められているところです。

フランスにつきましては27ページになりますが、FTVについては国が100%株を保有しているほか、もともと官営放送局が前身であるという経緯はあると思います。

フィンランドにつきましても、32ページの組織の設置根拠ですけれども、基本的に政府に70%以上の株式保有義務がある特殊法人ということですが、今は99.8%所有ということですが、33ページを見ていただくと、もともとは民間だったという経緯があるのですが、1994年に政府持ち株になっているということが見てとれようかと思えます。

韓国につきましては、36ページ、1961年にもともと国営の放送局から開始して、1973年に国営放送から公共放送に転換したという経緯がありますが、さらに1981年に商業放送を全部合併する形で、全てが公共放送になるという経緯をたどったことが特殊です。その際に商業放送として吸収合併されたのが、例えばKBS2というチャンネルで、こちらでは今でも広告が認められたチャンネルになっています。

なかなか一くくりにするのも難しいのですが、以上が各国の公共放送機関の性格に当たる部分を若干補足説明させていただきました。

【関口構成員】

資料4-2について、11ページ目の記述を含めて、資料4-1とも関連しておりますが、基本的に私はこの整理で賛同いたしておりますが、中長期的な視点で考えると、11ページの課題で、今後のテレビ受信機を設置した者以外の者が視聴することについて、どのように扱っていくかというのは非常に大きな課題となっていくと考えています。

少なくとも、端末はコモディティ化して、パソコンあり、スマホあり、タブレットあり、スマートウォッチがあり、スマート眼鏡まであるわけで、このような受信機以外の媒体を使ったテレビ放送の視聴について今度どう位置づけていくかというのは、当面この放送の補完という位置づけでのインターネット活用業務の範囲であれば例外的な取扱いで構わないと思うのですが、今後テレビ受信機を持たない人たちへの扱いをどうしていくかが、フリーライダーは困るということを考えていくときには、どこまで契約主体とした受信機設置者という位置づけを保持し続けるかという本質的な問題についても検討していかざるを得ないのだろうと思っています。

そのことについて一つ参考資料となるのは、4-2の12ページ、13ページで、12ページはテレビ保有率、カラーテレビの保有率について世代別に見たときに、若い人は6%ぐらい、低い数字ですが、実は13ページを見てみますと、テレビの非接触率の世代別の内訳は、これはもう45度線ぐらい世代間の格差が激しいわけです。この傾向はジェネレーションを越えるごとにますます顕著になってくると思われ、この人たちはテレビを家庭に置くだけでという可能性もあります。世代を若くすればするほどテレビは要らないという世代は増えてくる中において、今後テレビ受信機を持たない人たちの扱いをどうしていくかというのは、非常に大きな課題になると認識しています。

【多賀谷分科会長】

NHKの自立性とその費用の在り方ですが、私は現在の仕組みは特に不払い者について民事訴訟でああいう形になっているのを見ると、やはり制度的に機能不全を起こして、それは変えざるを得ないと思います。

それから他の国の今日の説明を見てみますと、イギリスはBBCが税的に取っているわけですがけれども、BBCの自立性はBBCが伝統的に確立していることに比べて、NHKはうっかりすると国営になってしまうからそれは問題だというようなご意見があったような気もしますが、それはあまり論拠のない話です。

ただ、例えばフランスの場合において、フランスはかつてタックス・パラフィスカルといって、国が徴収する税でないものを第三者に代行して取る仕組みでした。それが違憲であるという憲法院の判決があった後、税の一部として取っているわけですが、フランスの場合には税として取っているとしても、収入の1%を徴収費用として国に納めてさせています。要するに国がやっているのは徴収の代行であるという仕組みになっていた、それは一つの合理的な在り方だと思います。

ただ、日本の場合には、そうはいつでも国がそういう費用を徴収するのはやはり国営放送になってしまうという懸念があることはありますが、要するに民事で徴収することは限界がある以上、徴収についてはある種の公的な仕組みをつくることは、国庫に入らない形での公的な仕組みをつくらざるを得ないのではないかという気がします。

その前に負担金の話がありましたが、今現在NHKが取っている金額は行政法的に例えば負担金になります。負担金の場合において、民間でもって負担金を民事手続で徴収しているのはむしろ例外で、例えばいわゆる公共組合、土地改良区、土地区画整理事業組合、あるいは裁判例が出た農業共済組合の農作物共済掛金・賦課金等の徴収については、農業災害補償法に定める公法上の強制手続をすることができるような規定が置かれております。したがって、国ではなくても第三者機関が公法的な徴収をするほうがはるかにスマートではないかという気がします。

それから受信端末の話で、我が国の場合には長いこと空中波でもって、あるいは衛星波でもって公共放送を受け、そこに受信料を徴収する単位を置けばそのことは担保される形になっていたわけですが、現在、通信・放送技術の高度化により、放送用の受信機端末と公共放送とが乖離している状況になってきています。

その場合、放送・通信が完全に融合という議論もあり得ますが、その場合においても

公共放送をなぜ残すかという、それは基本的に災害時等、先ほどの災害時あるいはコロナの話においても、公共的な立場で安心できるニュースを流すという仕組みがなければいけない。したがってそういう仕組みが提供されるというのであれば、それは受信機端末だろうと、あるいはスマホであろうと同じだろうということになってきます。では、NHKが今行っているサービスが全てそういう意味において本当の公共サービスとして包括できるかどうかという、それはまた別の問題ですけれども、やや民放に近いサービスもやっているかもしれません。いずれにせよ、その仕組みは何らかの形で今後つくらなければいけないと思います。

衛星放送の話については、衛星放送については割高だという話でした。現在衛星放送として放送受信料から2,000億弱のお金が割り当てられていますけれども、今回、NHKプラスで受信料から払われている金額は2.5%、約200億弱と、要するに10分の1です。ではそれで国民に対して提供されているサービスがNHKプラスは衛星放送の10分の1なのかという、それはどうも実態に反しているような気がします。

確かに衛星放送において、つくった当初はBSのアナログあるいはデジタルの技術開発や衛星の運用とか多大な経費がかかったと思いますが、言ってみればこれは道路を新しく造った場合、有料道路を造った場合の高速道路代のようなものであり、それは長期的にだんだん解消していくものだろうという気もいたします。

確かに衛星運用費は今もあると思いますが、その他のハード面での費用はありますけれども、番組制作コストについて地上波と同じような費用がかかっているかという、少し疑問があります。例えば、今、NHKプラスで地上番組の同時再送信が行われているわけですが、地上番組の制作コストがそこに転嫁されているわけではないだろうと思います。衛星放送の場合にはそれが大河ドラマは転嫁しているのは何か不自然な気がいたします。その意味において、衛星放送でどの程度コストがかかっているのか、したがって今の衛星放送についての2,000億という割当てが適切なものであるかどうかというのを調べてみたほうがいいのではないかという気がいたします。

(3) 高市総務大臣挨拶

【多賀谷分科会長】

それでは、高市総務大臣が参加されておりますので、閉会に先立ちまして御挨拶いただきたいと思っております。

【高市総務大臣】

多賀谷分科会長をはじめとする構成員の皆様方には、本日もご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。三位一体改革を推進するために取組が期待される事項につきまして、短期間でお取りまとめ頂き、感謝申し上げます。

今朝は閣議そして閣議後記者会見がございましたので、遅れての参加となりましたこと、おわびを申し上げます。

ご提示いただきました取りまとめ案を拝見いたしましたところ、営業経費などについて効率化・合理化に向けた経営指標を設定すること、衛星波の削減に向けた計画の明確化、それに伴う受信料の在り方を検討すること、それから子会社の在り方をゼロベースで見直し、経営改革に向けた取組を具体化することなど、多くの事項を盛り込んでいただきました。

今回挙げていただいた事項は、NHKが受信料によって支えられる公共放送として真に果たすべき役割を明確化した上で、できる限り効率化を図るという観点から三位一体改革を進める上で不可欠だと考えております。中期経営計画の策定時に御活用いただけますよう、総務省からNHKにお伝えをさせていただきます。

また、受信料制度につきましては、現行の受信料制度が抱える徴収コストや公平負担といった課題の整理に加えまして、テレビ離れが進む中で、公共放送を社会全体でどのように支えていくのか、テレビを持たない方の同時配信の視聴ニーズにどのように対応していくべきかといった、通信・放送融合の時代を見据えた課題についてもご議論を頂きました。

事務局において、ご検討の参考としていただくべく、先進諸国における公共放送の受信料制度について資料を用意させていただきましたが、私としてはこうした点も参考に、立体的に議論を組み立てていく必要があると考えております。

受信料制度の在り方につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて、

新たな日常と向き合っていく必要がある中で、視聴環境の変化やブロードバンドの進展によって、通信・放送の融合が加速化すると私は考えております。そういった意味でも待ったなしの課題でございます。大変重いテーマであることは重々承知いたしておりますが、構成員の皆様におかれましては、ご検討を一層加速していただきますようお願いを申し上げます。本日も誠にありがとうございました。